

Traffic Safety News



規制標識が示す意味

「規制標識」とは特定の交通方法を禁止、制限したり、特定の方法に従って通行するよう指定したりするもので、自動車だけでなく、自転車もこの標識に従わなければなりません。

今回は、規制標識のうち、自転車利用中に特に注意すべき標識を紹介します。

【歩行者専用】



この標識が掲げられている道路は、歩行者しか通行することができません。

【自転車及び歩行者専用】



左の歩行者専用標識とよく似ていますが、この標識には、自転車のマークも描かれています。この標識が掲げられている道路では、歩行者と自転車が通行することができます。しかし、歩行者も通行する道路ですので、自転車は適切な方法と速度で通行するようにしましょう。

【一方通行】



この標識の矢印が示す方向の反対方向に通行することができません。

【補助標識】



↓本標識

↑補助標識

自転車を除く

軽車両を除く

補助標識とは、規制標識等の道路標識を補足するものです。

例えば左図のように「車両進入禁止」の規制標識に「自転車を除く」の補助標識や「軽車両を除く」の補助標識が付いていた場合、自転車は「車両進入禁止」の規制を受けないため、標識の方向からも進入することができます。

【車両進入禁止】

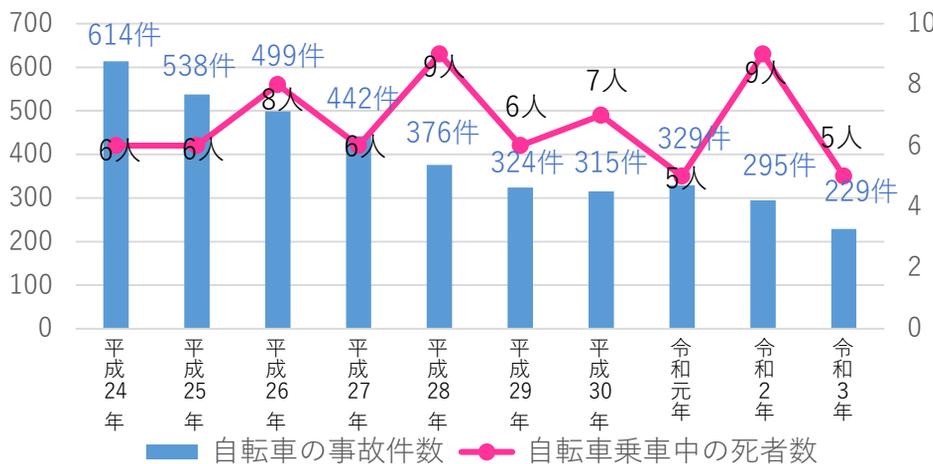


上の一方通行標識の出口に掲げられていることが多く、この標識が掲げられている方向から車両(自転車を含む)は進入することができません。



県内の自転車事故の推移

過去10年間の推移(平成24年~令和3年)



過去10年間の高知県内の自転車事故の推移をみると、自転車の事故件数は段々と少なくなっていますが、自転車乗車中の死者数はあまり減っておらず、また、自転車乗車中の死者全員がヘルメットを被っていませんでした。

悲惨な交通事故の被害者・加害者とならないように、自転車を利用する際はヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう。